四　負債性資本調達手段等（次に掲げるものの額の合計額をいう。）
イ　負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。
(2)　第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
(3)　損失の補てんに充当されるものであること。
(4)　利払の義務の延期が認められるものであること。
ロ　期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）
五　保険会社又は保険持株会社の連結子法人等である少額短期保険業者に係る法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に掲げる額に算入される額
5　前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。
一　規則第八十六条の二第一項第一号から第四号まで又は第二百十条の十一の三第一項第一号から第四号までに掲げる額
二　その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。）
三　生命保険契約を有する場合にあっては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号イ(1)に掲げる額から同号イ(2)に掲げる額を控除した額
四　損害保険契約を有する場合にあっては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号ロ(1)に掲げる額から同号ロ(2)に掲げる額を控除した額
五　前項第二号に掲げる額
6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。
7　第四項第三号に掲げる額については、同項の規定にかかわらず、保険会社又は保険持株会社に係る算入限度額を限度として算入できるものとする。
8　第四項第四号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力又は単体中核的支払余力のうちいずれか小さい額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。
9　第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。
一　当該償還等を行った後において当該保険会社又は保険持株会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）第二条第二項又は第六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第四条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき
二　当該償還等の額以上の額の資本金等（法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げるものをいう。）の調達を行うとき
10　第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。
（控除項目）
第三条　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算にあたっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。
一　保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が、他の保険会社等（保険会社若しくは保険持株会社又は少額短期保険業者若しくは少額短期保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第四号イ及びロに掲げるもの並びに保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号。以下「少額短期保険業者告示」という。）第二条第三項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）
二　保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が保有している次に掲げる者の株式その他の資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額の合計額
イ　金融子会社であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号の規定又は第一条ただし書の規定に該当するため、連結の範囲に含まれない者
ロ　当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（同項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれない者（イに掲げる者を除く。）
ハ　当該保険会社又は保険持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等（令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等
2　前項第一号の場合における意図的に保有している他の保険会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社又は保険持株会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。